

民有林補助治山事業全体計画作成等要領

平成14年6月12日 14林整治第409号
最終改正 令和8年4月7日 7林整治第1992号
林野庁長官より都道府県知事あて

第1 趣旨

民有林補助治山事業実施要領（昭和48年11月27日付け48林野治第2235号林野庁長官通知以下「実施要領」という。）第5の全体計画の作成及び運用については、本通知により実施するものとする。

第2 対象区域のとり方

実施要領第5の全体計画の対象とする区域は、次の事業の区分ごとにそれぞれ次のとおりとする。

1 荒廃山地、荒廃危険山地を復旧・整備する事業

山地荒廃地、山腹荒廃危険地、荒廃溪流、荒廃森林、機能の低下した森林等（以下「整備対象地」という。）の復旧・整備による効果の発現が一体のものとして捉えることができる、当該整備対象地を含む土地の範囲とし、具体的には、次のいずれかによるものとする。

(1) 流域保全型

事業の実施により期待できる効果が主に水系を介した形で発揮されるものについては、天然地形界により区分される流域の土地の範囲とする。

(2) 局所保全型

事業の実施により期待できる効果が主に水系を介さない形で発揮されるものについては、天然地形界により区分される山腹斜面等の土地の範囲とする。

2 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第4項に定める地すべり防止工事を実施する事業

地すべり等防止法第3条により指定された地すべり防止区域の土地の範囲とする。

ただし、地すべり防止区域内に存する地すべりブロック（地すべりしている又は地すべりするおそれのきわめて大きい一つのまとまりをもった区域をいう。以下同じ。）の賦存状況、規模、資材搬入条件等を踏まえ、効率的・効果的に事業を実施するのに妥当と判断される場合には、一又は複数の地すべりブロックの土地の範囲とすることができる。

3 主に保安林を整備する事業

整備を行うべき保安林の指定目的の達成に係る機能の一体的な発揮が期待できる森林の範囲とする。

4 保安林管理道を整備する事業

当該保安林管理道に係る管理対象森林の範囲とする。

第3 全体計画の内容

全体計画に記載する内容は次のとおりとする。

1 対象区域等の状況

対象区域の概況、林況、自然的特性、社会的特性、荒廃特性、土地の規制に係る法律による指定状況、既存の治山施設等の整備状況、その他全体計画の対象区域内及びその周辺の状況のうち、それぞれの事業の目的等に応じて必要なものを記載する。

2 期待される森林の公益的機能

対象区域内の森林においてその発揮が期待される森林の公益的機能のうち、主なものについて記載する。

3 事業量

計画する治山施設及び森林の整備の工種別の数量及び金額を記載する。

4 全体計画図

全体計画の対象区域、荒廃地等の現況、整備計画量、治山施設及び森林の整備箇所の配置、施行効果区域等について一体的に明示した図面を記載する。

5 施行予定期間

施行予定期間については、「林野公共事業における時間管理の徹底等について」（平成14年4月24日付け13林整計第542号林野庁長官通知）に基づき定める。

6 事業評価の概要

林野公共事業の事業評価実施要領（平成12年3月13日付け12林野計第73号林野庁長官通知）に基づき実施された当該事業の事前評価の概要について記載する。

また、林野公共事業の事業評価実施要領及び「森林整備事業等の再評価の実施について」（平成10年3月27日付け平成10年林野計第105号林野庁長官通達）に基づく再評価を実施した場合には、その概要について記載する。

7 反映した地域の関係者の意向の内容

全体計画の策定に当たって、地域の関係者の意向を反映した場合、その手法及び反映された具体的内容について記載する。

第4 地域の関係者の意向の反映等

全体計画の作成に当たっては、事業計画の構想作り等への住民参加の促進を含め、市町村、地域住民、その他地域の関係者の意向を反映させ、地域の活力と個性を活かした事業の展開が図られるよう努めるものとする。

第5 全体計画の変更等

1 事業の着手後は、それぞれの事業の目的に応じた事業の効果の発現状況を把握するとともに、必要に応じて全体計画等の変更等を行う。

2 対象区域の現況又は保全対象の変化、事業効果の発現状況等により、現行の全体計画に従った事業の実行が見込めないと認められる場合であって、次に掲げる全体計画の変更等を行おうとする場合は、あらかじめ当該変更等につき林野庁長官に協議するものとする。

(1) 中止

全体計画の完了(全体計画に定める事業量に相当する工事の施工を了したとき、又は当初に想定した事業効果が発現されたか、若しくは発現されることが確実と認められるときをいう。以下同じ。)前に、やむを得ず当該事業を中止する場合

(2) 変更

全体計画の完了前に当該計画の事業量又は施行予定期間について次のい

れかに該当する変更等を行う場合であって、全体計画の変更の施行予定期間が5年以上となる場合

ア 全体計画の総工事費の30%を超える増減

イ 施行予定期間の3割以上の延長

第6 様式

実施要領第5の規定に基づき全体計画を提出する様式については、別記様式1、第5の規定に基づき全体計画の変更等に係る協議を行う様式については、別記様式2によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づいて全体計画を作成及び運用している事業については、なお従前の例による。

(別記)
様式 1

番 号
年 月 日

殿

県（都道府）知事 氏 名

民有林補助治山事業における全体計画書の提出について

民有林補助治山事業における全体計画書を別紙のとおり提出します。

(別記)
様式2

番 号
年 月 日

殿

県（都道府）知事 氏 名

民有林補助治山事業における全体計画書の変更（中止）協議について

民有林補助治山事業における全体計画書を別紙のとおり変更（中止）したいので協議します。

全体計画様式1-1 全体計画箇所別実施計画表(対象区域等の状況等)

(別紙)

都道府県()

計画番号		流域名		事業名		採択基準		作成年度		
箇所										
林 況		社会的特性		荒廃特性		既存の治山施設等の整備状況				
		民有林	国有林	計			年度	事業名	工種	数量
事業対象区域面積		人家		既往の災害	災害の種類					
森林面積		工場・旅館等			災害発生年月					
主要樹種		(換算戸数)			山地荒廃率					
人天割合		その他			被災状況					
林齢		学校								
疎密度		官公署								
その他		病院								
自然的特性		鉄道・道路			山地災害危険地区等		箇所数	面積		
地形		港湾			山腹崩壊					
地質等		その他			崩壊土砂流出					
地質		田		地すべり						
成因		畑		なだれ						
その他		その他		計						
水文・流況		その他		1・2級河川		その他荒廃特性		個別施設計画の策定状況		
年平均降水量		その他		その他		法指定状況		期待される森林の公益的機能		
年間最大降雨量		流域治水協議会への参画状況		保安林種		保安林種		森林の機能区分		
年間最小降雨量		砂防事業等との連携(流木対策等)		面積・保安林率		面積・保安林率				
最大日雨量		水需給状況		指定年月日		指定年月日				
最大時雨量				主要な用排水施設		面積		面積		
その他		日給水量		指定年月日		指定年月日				
年平均気温		給水等の対象人口		激甚災害により被災した地域		激甚災害により被災した地域				
気象		所有形態		特殊土壌地帯		特殊土壌地帯				
最高気温		レクリエーション資源		特別豪雪地帯		特別豪雪地帯				
最低気温		周辺の地域開発計画の概要		自然公園の区域		自然公園の区域				
その他		その他社会的特性		史跡名勝天然記念物		史跡名勝天然記念物				
自然環境				その他法令に基づく土地利用規制区域		その他法令に基づく土地利用規制区域				
植物										
動物										
景観										
その他										

記載要領

- 1 計画番号の欄は、「(事業開始年度)－(当該年度内に開始する事業の通し番号)」(例:14－1)を記載する。
- 2 流域名の欄は、森林計画区名を記載する。
- 3 事業名は、「民有林補助治山事業実施要領」(昭和48年11月27日付け48林野治第2235号)に定める事業区分による事業名を記載する。
- 4 箇所の欄は、本事業の対象地域の市町村(字)名を記載する。
- 5 採択基準の欄は、「民有林補助治山事業の範囲について」(昭和48年11月27日付け48林野治第2235号林野庁長官通知)の採択基準の番号を記載する。
- 6 事業対象区域面積の欄は、第2に規定する対象区域の面積を記載する。
- 7 高度の欄は、治山技術基準の第2編第2章第2節の2－3－2高度の計測に基づき記載する。
- 8 起伏量比の欄は、治山技術基準の第2編第2章第2節の2－3－3起伏量の計測の3に基づき記載する。
- 9 地質の欄は、治山技術基準の第2編第2章第3節の3－1総説の解説に例示されている地質区分を記載する。
- 10 水文・流況の欄は、治山技術基準の第2編第2章第6節の6－2降水量の調査に基づき記載する。
- 11 自然環境の欄は、治山技術基準の第2編第2章第10節の環境調査に基づき記載する。
- 12 保全対象のうち市街地・集落の欄は、当該保全対象の戸数及び人家戸数換算値を記載する。
- 13 保全対象のうち公共建物の欄は、当該保全対象の戸数を記載する。
- 14 保全対象のうち農地等の欄は、当該保全対象の面積を記載する。
- 15 保全対象のうちその他の欄は、「民有林補助治山事業の範囲について」(昭和48年11月27日付け48林野治第2235号)に定める採択基準にかかるその他の保全対象を記載する。
- 16 流域治水協議会への参画状況の欄は、当該事業地が流域治水プロジェクトの事業計画区域に含まれている場合に、該当する協議会名を記載する。
- 17 流木防止対策における砂防事業等と連携状況について記載する。
- 18 所有形態は、私有、公有(町村有、都道府県有)など事業対象地の所有形態を記載する。
- 19 レクリエーション資源等の欄は、事業対象地及びその周辺におけるレクリエーションの施設、景勝地等を記載する。
- 20 地域開発計画の概要の欄は、当該地域における宅地等の開発計画の有無及びその内容を記載する。
- 21 山地荒廃率は、当該山地の区域に占める荒廃地の比率(山地荒廃率＝荒廃地面積／当該山地面積)を記載する。
- 22 山地災害危険地の欄は、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区及びなだれ危険地区のそれぞれの箇所数、面積を記載する。
- 23 法指定状況の欄は、それぞれの面積等を記載する。
- 24 既存の治山施設等の整備状況の欄は、治山台帳から施行年度、工種、数量(単位を含む)、竣工額を記載する。
また、機能強化・老朽化対策にかかる事業の場合、個別施設計画の策定状況を記載する。
- 25 期待される森林の公益的機能の欄は、市町村森林整備計画における重視すべき森林の機能区分を記載するとともに、森林法(昭和26年法律第249号)第5条に規定する地域森林計画のⅡの第2「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」、市町村森林整備計画の重視すべき森林の機能等を踏まえ、その高度発揮が期待される主な森林の公益的機能について記載する。

全体計画様式1-2 全体計画箇所別実施計画表(整備計画)

都道府県()

計画番号		流域名		事業名		限度工期			
箇所				作成年度		施行予定期間			
整備計画						事業評価の概要			
本工事費			その他			<事前評価>			
工種	数量	本工事費等 (千円)	その他必要な経費等	数量	本工事費等 (千円)				
治山ダム工	谷止工		附帯工事費						
	床固工								
	小計								
護岸工			測量及び試験費			<再評価>			
流路工									
森林整備	森林造成	植栽準備工							
		植生導入工							
	保育								
	小計		用地費及び補償費						
山腹工	山腹基礎工					反映した地域関係者の意向の内容			
	山腹緑化工								
	落石防止柵								
	小計		計②						
排水工	集水井					変更の履歴等			
	ボーリング暗渠工								
	水路工							年月日	変更の内容等
	暗渠工								
	トンネル工								
	その他								
	小計								
排土工									
杭打工									
アンカー工									
保安林管理道									
山地災害情報システム									
その他									
計	①		合計(①+②)						

記載要領

- 1 限度工期の欄は、「林野公共事業の時間管理の徹底等について」(平成14年4月24日付け13林整計第542号林野庁長官通知)の第3により記載する。
- 2 施行予定期間の欄は、○～○年(○年間)と記載する。
- 3 工種の欄は、上記の工種のほか、治山技術基準等に規定する工種により区分し記載する。
- 4 事業評価の欄は、事前評価については計測された効果と費用の比を記入するとともにその算定資料を添付することとし、再評価については実施年度、再評価の内容(再評価に基づく事業内容の見直しの内容を含む。)を記載することとする。また、欄に入らない場合は別途資料を添付する。
- 5 本要領第5の2により、全体計画の変更を行おうとする場合には、次による。
 - (1)「整備計画」を「変更整備計画」と記載する。
 - (2)現行の施行予定期間、事業量及び工事費を赤字で下段に、変更後の施行予定期間、事業量及び工事費を黒字で上段に記載する。
- 6 特定流域総合治山対策については、国有林野内直轄治山事業との関連について、別添1及び2に記載する。

全体計画様式1-2(別添1) 特定流域総合治山事業全体プラン

森林管理局・(支)署(センター)名	
都道府県名	

計画番号 箇所	流域名	施工予定期間 採択基準	森林の機能区分	国有林		対象地域の概況数値			
				国有林	民有林		国有林	民有林	
対象区域の概況							所有形態		
							事業対象区域面積		
							森林面積		
							保安林種		
							保安林面積		
							保安林率		
							既往の災害等		
							災害の種類		
							災害発生年月		
							被災状況		
整備方針							山地災害危険地区		
							山腹崩壊		
							土砂流出		
							地すべり		
							なだれ		
							保 全 対 象		
							人 家		
							工場・旅館など (換算戸数)		
							学 校		
							官公署		
事業の内容							病 院		
							鉄 道		
							道 路		
							港 湾		
							田		
							畑		
							1・2級河川		
							その他		
							参考事項		
							地 質		
連携の考え方							年平均降水量		
							他事業との関連		
							その他特記事項		

記載要領

- 計画番号の欄は、「(事業開始年度)-()当該年度内に開始する事業の通し番号」(例:18-1)を記載する。
- 流域名の欄には、森林計画区名を記入する。
- 箇所の欄は、本事業の対象地域の市町村(字)名及び国有林名を記載する。
- 採択基準の欄は、「民有林補助治山事業の範囲について」(昭和48年11月27日付け48林野治第2235号林野庁長官通知)の採択基準の番号を記載する。
- 事業対象区域面積の欄は、第2に規定する対象区域の面積を記載する。
- 地質の欄は、治山技術基準の第2編第2章第3節の3-1総説の参考に例示されている地質区分を記載する。
- 保全対象のうち市街地・集落の欄は、当該保全対象の戸数及び人家戸数換算値を記載する。
- 保全対象のうち公共建物の欄は、当該保全対象の戸数を記載する。
- 保全対象のうち農地等の欄は、当該保全対象の面積を記載する。
- 所有形態は、私有、国有、公有(市町村有、都道府県有)など事業対象地の所有形態を記載する。
- 森林の機能区分の欄は、当該地区において、森林・林業基本法に規定する重視すべき森林の機能区分を記載する。
- 整備方針の欄は、整備目標を達成するために必要な治山施設及び森林の整備の主な種類、施工方法、配置及び施工の優先順位とその考え方、その他復旧・整備に当たっての具体的な方針について記載する。
- 地方公共団体、森林管理局・森林管理署、森林組合、森林組合連合会、林業団体、試験研究機関等の関係者が参画する「地域協議会」(以下「協議会」という。)において策定された、鳥獣害対策や病虫害対策に資する森林保全の全体像を示す計画(以下「協議会計画」という。)に基づき関係者と連携した保安施設事業を実施する場合であって、協議会計画により他事業との連携状況等の確認が困難であるときは、連携の考え方の欄に、協議会に参画する構成員及び他事業との連携の考え方を記載する。

全体計画様式1-3

全体計画位置図

全体計画位置図

図面

記載注意

- 1 原則として国土地理院発行の5万分の1地形図を用いる。また、これによりがたい場合は、任意の地形図等により適宜作成すること。
- 2 地図の表題は次によること。

民有林補助治山事業全体計画(変更)位置図				
計画番号		縮尺		図面番号
事業名				
作成年度		変更年度		
流域名				
箇所名				
所管	都道府県		事務所	

- 3 全体計画の対象区域は、赤色の太い実線で記入すること。
- 4 施行効果区域(当該事業の効果が及ぶと見込まれる保全対象等を含む土地の範囲)は、青色の太い実線で記入すること。
- 5 流域界及び名称は、赤色の細い実線で記入すること。
- 6 国有林は、境界を緑色の実線で囲み、淡緑色で塗ること。
- 7 保安林は、次により記入すること。
 - (1)既指定保安林は、境界を青色の実線で囲み、淡青色で塗り、保安林種を 水 土 崩 他 と記入する。
 - (2)計画保安林は、境界を青色の実線で囲み、同色の斜線を入れ、保安林種は既指定保安林と同様にする。
- 8 流域保全総合治山の場合、当該事業地にかかる流域治水プロジェクトの事業計画区域を、紫色の太い実線で記入すること。
- 9 地すべり防止区域は、淡茶色で塗り、所管省庁を 農 林 国 と記入する。
- 10 砂防指定地は、淡黄色で塗り、砂 と記入すること。
- 11 他省庁所管の主要工作物は黒色で塗り、所管名を記入する。
- 12 全体計画の変更等から位置図の内容が変わる場合は、次のとおりとする。
 - (1)変更年度欄に変更しようとする予定年度を記入する。
 - (2)全体計画の区域が変更になる場合には、現行の計画の区域を赤色の太い実線で記入し、変更後の全体計画の区域を黒色の実線で記入する。

全体計画様式1-4

全体計画平面図

全体計画平面図

図面

記載注意

- 1 原則として国土地理院発行の1万分の1から2.5万分の1地形図を用いる。また、これによりがたい場合は、任意の地形図等により適宜作成する。
- 2 地図の表題は次による。

民有林補助治山事業全体計画(変更)平面図				
計画番号		縮尺		図面番号
事業名				
作成年度		変更年度		
流域名				
箇所名				
所管	都道府県		事務所	

- 3 等高線は10mを標準とし、地すべり防止事業については5mを標準とする。
- 4 溪間工、山腹工等の主要工作物の配置及び付帯工事の位置を記入する。
この場合、工種の凡例は、工種分類表、その他所定の記号表及び国土地理院地形図凡例によるほか、次により記入する。

既設工作物	緑色
全体計画期間中に設置予定の工作物	赤色
全体計画期間後に設置予定の工作物	着色しない

- 5 他省庁所管の主要工作物は黒色で塗り、所管名を記入する。なお、設置予定の場合は着色しない。
- 6 地すべり防止工事については、地すべり防止区域、地すべりの方向、滑動範囲及び亀裂線等を記入する。
- 7 流域保全総合治山については、筋工・柵工等と組み合わせた保安林整備の面的配置の方針を記載すること。
- 8 全体計画の変更等から平面図の内容が変わる場合は、次のとおりとする。
 - (1) 変更年度欄に変更しようとする予定年度を記入する。
 - (2) 全体計画の区域が変更になる場合には、現行の計画の区域を赤色の太い実線で記入し、変更後の全体計画の区域を黒色の実線で記入する。

様式2-2 全体計画変更理由書

都道府県()

計画番号			流域名					
箇所名								
全体計画			実績			変更全体計画		
施行予定期間			施行期間			変更施行予定期間		
工種	数量	工事費	工種	数量	工事費	工種	数量	工事費
工事費計			工事費計			工事費計		
設計監督費等			設計監督費等			設計監督費等		
事業費			事業費			事業費		
変更の理由:						再評価実施状況:		
-----						-----		
-----						-----		
-----						-----		
-----						-----		
-----						-----		
-----						協議結果		
-----						-----		
-----						-----		

記載要領

1. 施行予定期間の欄は、当初計画の様式1-2の期間を転記し、施行期間の欄は、中断期間等を含んだ実施期間とする。また、変更施行予定期間は、変更後の施行期間を記載する。
2. 変更の理由は、必要に応じて別途資料を添付する。
3. 様式1-1～1-4の変更が伴う場合は、変更全体計画と読み替えて各様式を添付する。